

○大和町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和39年3月10日

大和町条例第24号

改正 昭和46年7月1日大和町条例第13号

昭和52年9月28日大和町条例第24号

昭和61年6月30日大和町条例第17号

平成5年6月30日大和町条例第11号

(この条例の趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価額5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は、処分は予定価額1,500万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産、営造物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例は廃止する。

附 則(昭和46年7月1日大和町条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年9月28日大和町条例第24号)

この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則(昭和61年6月30日大和町条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年6月30日大和町条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。